

2010.7 第6号

産業医・産業看護職・衛生管理者等の産業保健関係者の活動を支援します。

産業保健

こうちさんぽ ニュース

新相談員のご紹介・相談員勤務表	1頁
事務所の移転について	2頁
トピックス	3頁
研修会・セミナー・交流会等のご案内	4頁
労働衛生工学シリーズ（作業環境管理のための工学的対策 その2）	5頁
メンタルヘルス対策支援センターのご案内	8頁
窓口相談のご案内	9頁
こうちさんぽメールマガジンのご案内	10頁
こうちさんぽメールマガジン配信申し込み票	11頁

独立行政法人労働者健康福祉機構
高知産業保健推進センター



一 新相談員のご紹介

... .

特別相談員（保健指導担当）メンタルヘルス対策支援センター（相談員）

氏 名：小松 律（コマツ リツ）

委嘱年月日：平成22年4月1日

所 属：高知産業保健推進センター特別相談員

相 談 日：第一・第二月曜日

4月から特別相談員として、高知産業保健推進センターで活動させていただくことになりました。

私は、3月まで企業の保健師として、健康管理計画や定期健康診断の立案・実施および評価、保健指導（特定保健指導も含む）の実施や長時間労働者の健康管理、また、メンタル疾患等による長期休務者の復職支援など、従業員の健康管理業務に携わってきました。

そのような業務の中で経験したことを活かしながら、健康管理に関するいろいろな事を一緒に考えていきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします

二 相談員勤務表

... .

産業保健相談員勤務表

平成22年7月1日現在

	月	火	水	木	金
第一	小松 (ｽﾀﾌ)		榎本 (ｽﾀﾌ)		影山 (ｽﾀﾌ)
第二	小松 (ｽﾀﾌ)		下寺(注1) (ｽﾀﾌ)		町田 (産業医学) 影山 (ｽﾀﾌ)
第三		森木 (産業医学)	榎本 (ｽﾀﾌ)	労働衛生工学 担当(注2)	伊藤 (ｽﾀﾌ)
第四	小澤 (保健指導)	菅沼 (産業医学)	影山 (ｽﾀﾌ)		

1 相談時間は、13:00~17:00です。(注1)については9:00~12:00です。

2 (注2)の労働衛生工学に関しては、門田・中西の2名でローテーションしています。

三 新事務所の事業開始について（お知らせ）

... .

第4号でお知らせをしていた。事務所移転については、先月の19日・20日に引越しを行い、21日から平常どおりの業務を行っています。

新事務所については、経費削減により面積が大幅に縮小され、研修室も無いため、ご利用していただく皆様大変ご不便をお掛けすることと思っておりますが、何卒今後とも当センターをご利用いただきますようお願いいたします。

- 1 ビル名 高知フコク生命ビル
- 2 所在地 高知市本町4 - 1 - 8 高知フコク生命ビル7階
(四国電力高知支店の東隣)
- 3 アクセス 土佐電 高知城前電停 徒歩1分
- 4 電話・FAX 変更はありません



四 トピックス

トピックス その1

「産業医学研修会」でじん肺の画像診断を紹介

平成22年4月21日(水)当センター研修室において、当センター産業医学担当相談員の町田 健一氏から「じん肺の画像診断と合併症について」と題して、職業病の中でのじん肺の動向、及び産業医活動に必要な画像診断について合併症を含めて紹介しました。

参加者からは、「画像が多く見えたので分かり易かった」「ビデオはまとまっていて分かり易い」という感想が寄せられるなど講習は有意義なセミナーとなりました。



セミナー風景

トピックス その2

事業場訪問による「産業医学研修会」を開催

平成22年5月26日(水)高知市布師田の(株)太陽の本社工場において「事業場訪問による職場巡視」をテーマとする「産業医学研修会」を開催しました。

当日は(株)太陽 本社のご協力の下、最初に事業場概要説明、職場巡視時の留意事項等の説明後、実践的な職場巡視研修に入りました。

職場巡視では、騒音計・照度計による測定実演のほか、巡視ポイント等をデジタルカメラで撮影し、巡視後検討会での班別ディスカッションに反映しました。班別ディスカッションではアクションチェックリストを基に改善事項、推奨事項等について討議を行い、その結果を発表する等し研修を終了しました。受講者からは「他社企業を見せて頂くことにより取り入れたい箇所が出てくる」「研修教材についても分かり易かった」というご意見と有益な研修という評価をいただきました。



職場巡視風景



巡視後検討会

トピックス その3

「産業保健セミナー」で「AED取扱講習」を開催

平成22年5月28日(金)当センター研修室において、AED(自動体外式除細動器)を使って心肺蘇生法に関する実地研修会を開催しました。当日は講師の高知市消防局警防主査から応急手当の基礎知識等の説明を受けた後、実際の事故現場を想定したAEDによる心肺蘇生法等、トレーニングマネキンを囲み各自交代で救命措置等の手順について実習形式により丁寧に指導していただきました。参加者からは「実際にやってみて触れることで覚えられる」「AEDは一般人でも使用できるので良い研修だと思う」ととても面白かったですし、又忘れないうちに参加したいです」という感想が寄せられるなど



AED 研修

講習は終始真剣ななかにも和やかな雰囲気ですすめられ有意義なセミナーとなりました。

五 産業医学研修会・セミナーのご案内

「平成22年度産業保健研修会のご案内」を発行(4月発行)した日以降に、日程等が決定(7月~9月開催分)についてお知らせいたします。

第2回産業看護職研修会

(1) 9月25日(土)14時00分~15時30分

「高血圧の最新情報」

講師：高知大学医学部看護学科 教授 高尾 俊弘 氏

会場：高知大学医学部看護学科棟 2階保健指導室

六 幡多地区研修会のお知らせ

8月10日(火)13時30分~16時30分

「職場衛生管理におけるリスクアセスメント」

講師：当センター相談員 田内 孝也 氏

会場：高知はたJA会館四万十市右山五月町7-40

対象：産業看護職・衛生管理者等

安全管理に比べて導入が遅れていますが、衛生管理でも労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)は効果的な取組みの重要な方策です。リスク評価を中心に具体的実践事例を紹介します。

9月14日(火)

13時30分~14時30分

「職場における化学物質管理 ~MSDSの活用~」

講師：当センター相談員 門田 義彦

化学物質による健康障害防止対策について、有害性などを記したシート(MSDS)の活用が期待されています。作業者に分かりやすい掲示などを中心に考えます。

14時30分~15時30分

「職場におけるインフルエンザ対策」

講師：当センター所長 大原 啓志 氏

新型インフルエンザの流行に伴って、職場における対応が求められています。予防に関する保健所の対応と職場に特有の課題について解説します。

会場：高知はたJA会館四万十市右山五月町7-40

対象：産業医・産業看護職・衛生管理者等

七 職場メンタルヘルス交流会 (共催:高知障害者職業センター)

... .

9月15日(水)14時00分~16時00分

講師:グループワーク形式

会場:フコク生命ビル8階会議室

対象:産業看護職・衛生管理者等

(研修の内容)

職場のメンタルヘルス対策について、職場の担当者の自由な意見交換を目指すものです。今回のテーマは「復職支援プログラム」です。プログラムの運用をめぐる問題や、リハビリ出勤における休暇制度などについて情報交換や経験の交流ができればと考えています。

八 労働衛生工学シリーズ

... .

作業環境管理のための工学的対策 その2

労働衛生工学相談員
中西 淳一

職場の衛生管理を進める際には、作業環境管理、作業管理および健康管理が重要となります。

これらのいわゆる三管理の内、作業環境管理の中で、有機溶剤や特定化学物質等を使用する有害業務に携わる作業者の有害物質に対するばく露を少なくするために、以下の8つの対策手法がよく用いられています。

1. 有害化学物質の製造、使用の中止、有害性の少ない物質への転換
2. 有害な生産工程、作業方法の改善による有害物質発散の防止
3. 有害物質を取り扱う設備の密閉化と自動化
4. 有害な生産工程の隔離と遠隔操作の採用
5. 局所排気装置の設置
6. プッシュプル型換気装置の設置
7. 全体換気装置の設置
8. 作業行動の改善による異常ばく露と不要な発散の防止

前回は、上記8つの対策手法の内、1から3についてご紹介しました。今回は、4と5をご紹介します。

4．有害な生産工程の隔離と遠隔操作の採用

作業場の中に一カ所でも有害な生産工程が混在していると、その作業に直接携わっていない労働者にまで影響を及ぼすことが少なくありません。このような場合には、有害な生産工程を別の孤立した建屋内に移すことが望ましいのですが、それが出来ない場合、適当な間仕切りや壁等で区画して隔離します。その際、隔壁によって視野が妨げられて不都合な場合には、強化ガラスや合成樹脂板等の透明な材料を使用すればよいでしょう。また、一連の流れ作業の中の有害な生産工程を隔離する場合には、出来るだけ作業の流れを妨げないような配慮が必要となります。

ただし、例え有害な生産工程を隔離しても、その工程の有害性がなくなるわけではありませんから、このような場所の作業は出来るだけ外部から遠隔操作によって行い労働者を立ち入らせないようにします。作業のために立ち入る必要がある場合には、この区画内に徹底した防護施設を施し、関係者以外は立ち入らせぬ措置をとるとともに、この区画内の作業には必要に応じて送気マスク、化学防護服等の保護具を使用させて個人暴露の軽減に努めることが必要です。

有害な生産工程の隔離事例を1件紹介します。

(改善前)ある化学工場で、数基の反応槽と、反応槽から出た生成物中の固形物を分離するフィルタープレスが、一つの広い作業室内に配置されており、室内の一部には反応槽への原料の送給や加熱、冷却、攪拌機の運転等の操作を行うための操作盤もありました。反応槽は密閉構造で原料の送給、生成物の取出しは配管と密閉型のコンベヤで行われており、この部分からは有害物質が発散する危険は高くありません。しかし、フィルタープレスのろ布を交換する時に有害物質が発散し、それによって作業室全体が汚染され、反応槽の操作を行う労働者まで障害を及ぼす危険がありました。

(改善後)そこで、これまで反応槽の間に数台ずつ設置されていたフィルタープレスを作業室の片側に集め、この部分を隔壁を設けて別室としました。さらに、フィルタープレスには1台ごとにブース型の囲い式フードを設けて局所排気を行うとともに全体換気を行って、フィルタープレス室で発散した有害物が反応槽室に侵入しないように改善しました。

なお、一般的には、有害な生産工程を隔離する場合はほとんどですが、逆に有害な生産工程が多数混在する中の限られた場所に労働者がいる場合には、労働者を隔離する場合があります。例えば特化則第38条の9のコークス炉の押出し機や装炭車を操作する運転室の場合には、運転室を密閉構造にして隔離し、温湿度を調整したきれいな空気をダクトで吹き込んで室内をわずかに加圧し、運転者はこの室内から遠隔操作によって各種の操作を行うようにすれば、コークス炉から発散する有害ガスやコールタールの蒸気に暴露されなくて済みます。また、特定化学物質の第1類物質または第2類物質を製造または取り扱う事業場では、作業室以外の場所に休憩室を設けなければならない(特化則第37条)とされていますが、作業場と休憩室を別々の建屋に出来ない場合には、休憩室は窓を外気に向かって開放できる場所に設け、作業室との間仕切りや扉を密閉度の良い構造にして隔離し、さらに外気に面する壁に換気扇を取り付けてきれいな外気を導入し、休憩室内が作業場よりわずかに加圧になるようにして有害物質の侵入を防ぐようにします。

このように、有害な生産工程を隔離する場合に、局所排気や全体換気を併用する例が多いのですが、この場合隔離された有害工程から発散した有害物質が、有害でない側に侵入しないよう、特に室内気圧のバランスに注意する必要があります。

5 . 局所排気装置の設置

有害物質を取り扱う設備を完全に密閉することが出来ない場合には、発散した有害物質が作業者の呼吸域にまで拡散しない対策を講じる必要があります、この目的には局所排気が有効です。切削、研磨、溶接、塗装、洗浄、溶剤等の注入、秤量容器詰、化学分析、その他有害物質を発散する工程で、作業者の手作業を要するあらゆる工程に対し、局所排気は最も現実的な対策として広く行われています。

局所排気を定義付けると、「有害物の発散源である作業点に近いところに吸い込み口を設けて、局所的かつ定常的な吸引気流を作り、その気流に乗せて有害物質が拡散する前になるべく発散した時のままの高濃度の状態で吸い込み、作業者が汚染気流に暴露されないように搬送排出する排気方法であり、また、出来れば有害物質を除去してから排出すること」となります。

局所排気装置は、ファンを運転し、吸い込み気流を起こし、発散源を出来るだけ囲むようにするか、それが出来ない時は発散源に出来るだけ近づけて設けたフードに、発散源から発生した有機溶剤蒸気等の有害物質を全部吸い込ませ、その汚染空気をダクトで運搬し、空気清浄装置（排気処理装置）で空気中の有害物質を除去し、浄化した空気を大気中に放出する仕組みになっています。従って、局所排気装置が有効に稼働するか否かは、発散源から発生する有害物質が作業者の呼吸範囲に近づくことなくフードに全部吸い込まれるか否かにかかっており、装置設置上の基本的留意事項は次の6点に要約されます。

発散源の状態に適した型と大きさのフードであること

発散源からある速度で飛散する汚染物を、強制的にフードに吸引するために、発散源付近に与える最小吸い込み流量（制御風速）を満足する定常的な気流を作ること
作業者が、フードに吸引される汚染空気内に立ち入ったり、暴露されないような配置であること

フード、ダクト等は過大な空気抵抗があったり、粉塵が途中で堆積しない、流体力学的に無理のない型であること

フード、ダクト、空気清浄装置内で発生する気流の渦動、摩擦による空気抵抗に打ち勝つ風圧を持ち、かつ制御風速を得るのに必要な排风量を出し得るファンを使用すること

吸引した有害物質の性質、濃度等に見合った型式で、排気による公害を起さぬ濃度まで有害物質を捕集できる空気清浄装置を使用すること

これらの原則的な対策手法は、そのうちの1つだけに依存するよりも、複数の対策手法を併用することがより有効です。また、はじめに記したもののほど有害物質に対するばく露の根本を絶つ有効な対策方法でありますから、まず上位の対策手法を検討することが大切です。

今回は、上記8つの対策手法の内、6以降についてご紹介します。

以上

九 メンタルヘルス対策支援センターのご案内（厚生労働省委託事業）

...

この事業は、メンタルヘルス対策への助言、相談機関の利用促進、職場でのメンタルヘルスケア向上を目的としています。従業員の心の健康対策への取り組み方法が分からないという経営トップのみならず、メンタルヘルス対策支援センター・メンタルヘルス対策促進員がお手伝いします。

メンタルヘルス対策支援センターとは

メンタルヘルス対策支援センターでは、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰までの相談などに、専門の相談員が対応し、皆様方が抱える課題等の解決をお手伝いします。

また、労働者やその家族からのメンタルヘルス不調に係る一時的な相談にも対応します。ただし、メンタルヘルス対策支援センターは医療やカウンセリングを提供する機関でないため、その旨を説明し、他の適当に専門機関を紹介することとしています。

事業場におけるメンタルヘルス対策に係る体制づくりにあたって、メンタルヘルス対策促進員が個別に訪問してアドバイスを行います。

たとえば、こんなご相談に応じます

- ・メンタルヘルス対策をどうすれば良いのかわからない
- ・メンタルヘルス不調と思われる者がいるが、どう対処すれば良いのか
- ・職場復帰させるにはどうすれば良いのか。コミュニケーションをどうとれば良いのか。
- ・社内でメンタルヘルス対策に対する体制を作りたいが、どうすれば良いのか
- ・メンタルヘルスについて、従業員に理解してもらうために、どんな方法があるのか。
- ・社内スタッフへの教育・研修はどうすれば良いのか
- ・労働者・家族からの問い合わせなどなど

相談員等の体制

相談員 5名

（精神科医 2名、産業カウンセラー 3名）

促進員 5名

対面、電話、FAX、メールによりご相談に応じます。また、事業場を訪問して、メンタルヘルス対策の実施について専門家がアドバイスします。全て無料です。お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

メンタルヘルス対策支援センター（当センター内）

〒780-0870 高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル7階

T E L ・ F A X : 088-855-3061（メンタルヘルス対策支援センター専用）

Eメール：mental@kochisanpo.jp（ 同上 ）

十 窓口相談のご案内

... .

各分野の専門の相談員が、産業保健に関するご相談・お問い合わせ等について応じます。相談方法は、センターに直接来ていただくか、又は電話、FAX、メール、4月からはホームページからのご相談いただけます。

また、相談内容等により必要と判断する時は、直接現地に出向き具体的な対処法等をご提案します（作業環境測定等）。

なお、相談料は無料となっていますので、お気軽にご相談ください。

【相談事例】喫煙室の粉じん測定をする場合の注意事項について

質問

喫煙室の粉じん測定をする場合、測定中は換気扇を回した状態で行えばよいですか？

測定時は、喫煙が終了してから行えばよいのですか？

回答

喫煙室の測定の目的は、喫煙対策の「効果確認」または「維持管理の確認」でら、換気扇を回した状態が通常であるなら、換気扇を回して測定をしてください。なお、測定時には、換気扇の使用状況を記録しておいてください。

喫煙室の粉じん濃度の測定は、通常の状態を把握することを目的としています。したがって、測定のために「喫煙の終了を待つ」、「喫煙をやめる」および「開始する」などの指示は必要ありません。そのままの状態で測定してください。

なお、測定中の喫煙については、喫煙人数、喫煙本数および時間などを記録しておきます。

お問い合わせ先：高知産業保健推進センター

T E L : 0 8 8 8 2 6 - 6 1 5 5

F A X : 0 8 8 8 2 6 - 6 1 5 1

E メール : info@kochisanpo.jp

ホームページ : <http://www.kochisanpo.jp/>

十一 「こうちさんぽメールマガジン」のご案内

... .

当センターでは、毎月「こうちさんぽメールマガジン」を配信しています。
メールマガジンでは、当センターが主催する研修会やセミナー等の開催案内や厚生労働省、高知労働局、高知県等から発信される産業保健に関する法令改正等の情報をタイムリーに提供しています。

提供するサービスは無料ですので、お気軽にご登録ください。
メールマガジンの具体的な内容については、次のようになっています。

1 配信時期

毎月1日（休日の場合は休日明け）と1・4・7・10月の中旬

2 対象者

産業医、産業看護職、衛生管理者、労務管理担当者、事業主、労働者 等

3 記事内容

トピックス

厚生労働省等から発信される産業保健に関する法令改正等の情報をご提供します。

相談員の窓

相談員が各担当分野の産業保健に関する情報をご提供します。

産業医学研修会・セミナー等のご案内

直近2～3ヶ月間に開催する研修会等の開催情報をご提供します。

新相談員のご紹介・勤務予定表

新しく相談員になられた方をご紹介します。

産業保健に関する窓口相談・問合せQ & A

ご相談があった相談事例をご紹介します。（窓口相談の利用は無料です）

貸出図書・ビデオ（DVD）・機器のご案内

新着図書・ビデオ等のご紹介や貸出機器をご紹介します。（図書等の貸出は無料です）

労働衛生工学シリーズ

作業環境測定機器等の取扱い方法や作業環境管理についてご紹介します。

その他（当センターが実施する事業の紹介 等）

メンタルヘルス対策支援センター事業や自発的健康診断受診支援助成金・小規模事業場産業保健活動支援促進助成金等の各種助成金制度をご紹介します。

こうちさんぽメールマガジンを是非ご活用下さい！

当センターでは、法令改正等の最新情報や研修・セミナー等の開催案内などを原則毎月1日にメールマガジンにて情報提供を無料で行っています。定期的なチェックの機会として是非ご活用ください。配信をご希望の方は下記の「こうちさんぽメールマガジン配信申し込み票」にて、FAX又はEメールでご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、過去に配信したメールマガジンをご覧になりたい方は、ホームページをご覧下さい。

----- 切り取り線 -----

こうちさんぽメールマガジン配信申し込み票

高知産業保健推進センター 殿

平成 年 月 日

(ふりがな) 氏名	()	電話番号 (勤務先電話番号)	
勤務先名			
住所 (勤務先所在地)	〒 ()		
職種 (いずれかに印を)	事業主、産業医、一般医師、産業看護職、衛生管理者、安全衛生推進者、 労務担当者、労働者、その他()		
Eメールアドレス			
FAX番号 (FAX希望者記載)			

独立行政法人労働者健康福祉機構 高知産業保健推進センター

〒780-0870 高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル7階

TEL : 088-826-6155 / FAX : 088-826-6151

ホームページ : <http://www.kochisanpo.jp/>

Eメール : info@kochisanpo.jp

当申し込み票に記載いただいた個人情報は、メールマガジンの配信、アンケート調査、各種お知らせ等に利用させていただき、当センターが実施する産業保健推進に関する以外には使用いたしません。